

書類の送付先と電話番号が変わります

- ◆ インボイス制度に関する書類を郵送により提出される場合には、送付先が変わりますのでご注意ください。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ①e-Tax（データ）で提出する場合 | ▷▷ 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ②税務署の窓口で提出する場合 | ▷▷ 所轄税務署へ（従来どおり） |
| ③郵送で提出する場合 | ▷▷ 下記の書類の送付先へ |

東京国税局インボイス登録センター

書類の送付先・電話番号

令和7年6月29日(日)まで

〒262-8514
千葉市花見川区武石町
1丁目520番地
043-306-5635

令和7年6月30日(月)以降

〒131-8514
墨田区東向島
2丁目7番14号
03-6661-8290

ご留意いただきたい事項

- ◆ インボイス登録センターには受付窓口がありませんので、書面の申請書等を直接持ち込むことはできません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する申請書等の入力や電話照会等の事務について集約処理を行っていますが、移転後も実施事務に特段の変更はありません。
- ◆ インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する一般的な相談等は受け付けておりませんので、一般的な電話相談については、インボイスコールセンターをご利用ください。

